

令和4年2月7日

産業厚生委員会記録

阿久根市議会

- 1 日 時 令和4年2月7日(月) 10時02分開会
12時06分散会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 白石純一委員長、中面幸人副委員長、
川上洋一委員、竹原信一委員、木下孝行委員、
山田勝委員、濱崎國治委員
- 4 事務局職員 議事係主査 東 岳也
- 5 説明員 水産林務課
課 長 大 石 直 樹 君
課長補佐 田 原 勝 矢 君
水産係長 早 水 英 行 君
農業委員会事務局
事務局長 園 田 豊 君
管理係長 鍋 藤 雄 太 君
- 6 会議に付した事件
(1) 所管事務調査について
- ・ 水産業の振興及び農業の振興について
シジミの陸上養殖について
 - ・ 水産業の振興について
栽培漁業センターの今後について
- 7 議事の経過概要 別紙のとおり

○ 所管事務調査について

白石純一委員長

ただいまから、産業厚生委員会を開会いたします。

まずは所管事務調査について「水産業の振興」及び「農業の振興」についてを議題とします。

まず、本日の調査について、所管課である水産林務課、農業委員会事務局に出席を求めたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、両課の出席を求めます。入室までお待ちください。

〔水産林務課・農業委員会事務局入室〕

それでは、水産林務課、農業委員会に出席いただきました。

○ シジミの陸上養殖について

白石純一委員長

まず、初めに、当委員会では、水産業の振興である養殖事業の推進、農業の振興である耕作放棄地の解消を所管事務調査項目としており、その中でシジミの陸上養殖について意見が出されたところであります。

今回は、本市の現状と課題の把握のために所管課に出席を求めたところでございます。

それでは、このシジミの陸上養殖について、情報、知識、これまでに研究、検討されたことがもしあれば所管課の水産林務課から御説明いただけますでしょうか。

大石水産林務課長

皆さんおはようございます。皆さんの御手元のほうに1枚の資料を配らせていただきました。シジミの養殖についてということで、簡単にまとめたものです。シジミの養殖について阿久根市はこれまで取り組んでおりませんので、実務的な、技術的なことはあまり詳しくないのが実情ですが、インターネット等を通じて集めたものを簡単にまとめてみました。シジミの種類ということで、日本国内では16種類ほどいるということになっているようですが、産業的に採捕されているのが、3種類、ヤマトシジミ、マシジミ、セタシジミということになっているようです。ヤマトシジミというのは、海水と淡水が混ざるところで生育するというので、阿久根周辺、出水周辺でも随分生息しているというのが情報です。今回対象となるのが、淡水に住むシジミ、マシジミというものです。これは海水がかぶるところではなくて、川の流域、あと池・沼等に生息しているもので、これも産業の対象になっていますけれども、生産量は非常に少ないというように言われているようです。セタシジミというのは地域が限られているもので、鹿児島にはいないということになっているようです。その下を書いてありますマシジミの生育についてちょっとまとめてみました。水が豊富で農薬や洗剤を含まなければため池、人口貯水池、あと湧水がある所、河川、田んぼ等でも養殖ができる可能性はありますということです。ここで湧水というふう

いてありますけれども、伏流水等では非常に効果的だと思いますが、井戸水とかでは、井戸水に溶け込んでいる窒素ガスの影響があって、生き物が生育しにくい状況がありますので、そういう水を大量に使う場合にはばっ気、水車を回して酸素を含ませるとか、窒素ガスを追い出すとかという操作が必要になってきます。そうする際には夏場ですと水温が非常に上がってしまう弊害があったり、寒い時ですと非常に水温が冷たくなるという弊害がありますので、水温対策等も併せてやらなくてはならないということになってしまいます。マシジミが生育するための適温というのが20度～30度の水温と言われているようです。低温でもずいぶん耐性はあるようなんですが、成長がほぼ止まるということと、酸素がほぼ含まれない水界で生活しなければならないということで、死ぬ個体が多いというふうに言われているようです。特に高い水温のほうには耐性が弱いというふうに言われてまして、特に水流がない場合、水の流れが弱い場合には死にやすい、その場合には水に含まれている泥等が堆積するので、そういう環境では非常に生育がしにくいだろうと考えられます。休耕田で養殖する場合にはと書いてありますけれども、今述べたように夏場と冬場の水温管理が非常に大変になるだろうと思っているところです。水質についてはアルカリ性のほうが良いと言われています。農薬等の影響があれば非常に死にやすいということなので、上流域に田んぼがあったり、畑があって農薬の影響が懸念される所での養殖は避けなければならないということになります。あと水流がなければならぬということ、よどんだ水では飼育はほぼできないようです。餌が流れてこなければ成長もできませんので、餌を含んだ水が常に流れている必要があるということのようです。一番下に食性と書いてあります。マシジミは生き物です。動物ですので、当然餌を食べます。ろ過食性、選択的に自分でどれを食べたい、どれを食べたくないというのができずに、呼吸するたびに水を吸い込んでますけれども、その水の中に含まれている懸濁物、プランクトンであったり、微細な有機物、そういう物をこし取って食べるものですから、そういう餌が含まれた水が流れてこないと成長をしないということになります。いろいろな文献を調べていきますと、水が流れてくる、上流域にため池を造って、そこで植物性のプランクトン、動物性のプランクトンを大量に培養したものを流してあげると非常に効果的に養殖が可能ということに言われているようですが、そうなった場合に毒性のあるラン草類、アオコと呼ばれるものの発生が避けられないということのようです。そうすると、毒を含んだプランクトンを餌として、与えることになるので、貝も毒化して出荷しても人が食べると有毒の可能性があるので、そういうところの懸念もあるということのようです。特にそれが懸念されるのが夏場の養殖時期になるということで、そういうことがあるので、ずいぶんリスクもあるんだなというのが思われているところです。一番下に※印で書いてあります、休耕田に稚貝を放流するだけでは餌が不足するというのは現在の高松川流域とか、大川川、尻無川、その辺りの田んぼを使う場合にも餌が含まれていない可能性が非常に高いと、含まれていても非常に微量ということで、餌の対策まで併せてしなければならないということになってしまいます。ほかの文献を見ていくんですけども、非常に古い文献、もしくは小規模に実験しましたというものしか出てこなくてですね、これから阿久根市も研究しなければいけないだろうなというふう考えているところです。

白石純一委員長

それでは、休耕田、耕作放棄地の解消ということになりますので、農業委員会からその

辺りの課題がありましたら説明ください。

園田農業委員会事務局長

水田活用によるシジミ生産についてですが、御存知のとおり水田は農地法で規制されている農地でありまして、農地とは農作物生産を目的に耕作される土地のことを言います。そのため、水田を活用して農業生産活動でないシジミ生産を行うことは基本的にはできないものとなっております。しかしながら、水田を養殖池の用途として農地法第4条、あるいは第5条による転用申請の手続きをしていただき、各種要件等を満たすことで許可案件として取り扱うことができると考えております。そのため、自ら所有する農地については、農地法第4条による転用申請、第三者が所有する農地であれば、農地の権利の取得を含め、農地法第5条による転用申請をする必要があります。ただし農地には総合的に農業振興を図るべき地域として市町村が計画し、都道府県知事が指定する農業振興地域があり、さらにその区域の中には農業上の利用を確保すべき土地として指定された農用地区域があります。これらの区域内における農地転用は原則として厳しい制限がありますので御注意いただきたいと考えております。以上のことを踏まえて、まずは対象農地について、農業委員会に御相談いただければ県や関係機関にも確認しながら手続きを進めていくということになります。

白石純一委員長

ただいま、両課から御説明がありました。それでは皆さんから質疑があればお願いします。

山田勝委員

確認しますけれども、手っ取り早く言います。まず、農業振興地域でないということが一つ、農業振興地域でなければ4条及び5条で地目変更ができますと。地目変更をして許可を受けたあとなら養殖場を経営してもいいんですよとこういうことですよ。

園田農業委員会事務局長

はい、基本的にはそのような捉え方でよろしいかと思えます。

山田勝委員

私が思ったのは、いろいろなことが想像されますけれども、あなたの説明からすれば農業振興地域でないことが一つ、それから自分の土地だったら4条でいいですよ。他人の土地ですらあったら5条でいいですよとこういうことですよ。だからそういうことをクリアさえすればちゃんと飼育していいんですよと、こういう結論ですよ。

園田農業委員会事務局長

はい、そのような捉え方でよろしいです。全国の例で言いますと、先ほど申しました養殖池、この取り扱いでコイの養殖をされている地域もあったようです。あと、農業振興地域の制限についてお話しましたが、要件が許せば一時転用という取り扱いで、できないと限定することなく、要件が揃えば取り扱える場合もございます。

山田勝委員

だいたい分かりましたけれども、農業振興地域であっても、農業振興に著しく影響を及ぼさない、耕作放棄地については山の中とか、どうしても利用できないところについては、要件を満たして、手続きをして、もし県が許可すればいいと、こういうことですよ。

園田農業委員会事務局長

はい、そのようになります。

〔山田勝委員「了解です」と呼ぶ。〕

竹原信一委員

今の話なんですけれども、要するに転用許可するとか、市の農業委員会とかが窓口になつたりするんでしょ。そうすると阿久根市役所の取組次第では、ずいぶんスムーズに行く可能性がある。つまり、阿久根市の考え方次第というふうに理解できるんですけれども、いかがでしょうか。

園田農業委員会事務局長

当然、阿久根市の定例農業委員会総会の案件としてこれを審議しまして、決めていくことにはなります。ただし、あくまでも農地法にのっとってそこは判断していくということになります。

竹原信一委員

その農地法自体がこの農業委員会やら、市の姿勢を前提にしているということになりますよね。要するに市の態度次第というのがよく分かりました。いいです。

中面幸人委員

今、課長の説明で農地の転用について分かりましたが、例えばシジミ養殖の場合、耕作放棄地とか、そのまま田んぼをすぐに稚貝を放流してすぐ育つとかなかなか難しい。私が知る限りでは、先ほど水産林務課長が言われたように、餌であったり水流であったり、温度であったりとか、あと懸念しているのは田んぼの中の土質ですね。私が勉強した限り、砂が8、砂と泥との割合が8対6とか、そういうようなこともうたわれておりますけれども、そうした場合、圃場とかを少し改修するとか、いじくらないかんですよ。そういう場合に地主とかの関係も出てくると思うんですが、その辺りの懸念はどうか。

園田農業委員会事務局長

今、おっしゃったようなそういう条件に合わせた改良等が、御心配される部分があるかと思えます。農地転用というのは、これまでの取扱い例としては、住宅を造ったり、あるいは資材置場を造ったり、もう用途を全く変える取扱いになりますので、今回、水田のシジミ養殖と、もうこれから水田の機能は活用されるんでしょうけれども、そういう水稻生産をせずに、シジミ養殖で使っていくと、もうその用途を変えるということで申請いただければ、そこの心配はされる必要はないかと考えます。

中面幸人委員

それでは、仮に耕作放棄地の圃場なんかでシジミを養殖する場合はやっぱり転用して農地と関係ないという形で進めないといけないということでもよろしいんですね。

園田農業委員会事務局長

はい、そのようになります。

〔中面幸人委員「はい分かりました」と呼ぶ。〕

白石純一委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、シジミの陸上養殖についての調査を一時中止します。農業委員会事務局長は退席いただいて結構です。

[農業委員会事務局退室]

○ 栽培漁業センターの今後について

白石純一委員長

次に栽培漁業センターについてを議題とします。

栽培漁業センターについては、決算特別委員会においても質疑があり、現地調査も行ったところではあります。改めて現状について水産林務課長から説明をいただきたいと思っております。

大石水産林務課長

栽培漁業センターについて説明させていただきます。阿久根市栽培漁業センターは、国・県の補助事業を活用して、昭和60年度から平成元年度にかけて整備されており、平成2年4月1日に開設されました。開設当初はアワビ、アカウニ、ヒラメ、ガザミなどの種苗生産を行っていましたが、平成29年度末に技術職員が定年退職し、種苗生産を行える職員が1人になったことから、現在はアワビ、アカウニの種苗に絞り生産しているところです。栽培漁業の推進は、国が策定した「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」と、各都道府県が国の基本方針と調和を図って策定した「栽培漁業基本計画」に基づいて行われており、各都道府県の栽培漁業センター等で生産され放流に適した大きさに育てられた人工種苗の放流と、漁獲禁止期間の設定やサイズ制限等の漁獲管理を中心とした取組が行われています。

本市における栽培漁業の取組は、漁協が実施する種苗放流事業に対する支援のほか、増殖礁の設置、漁業者や漁協と協力して実施する磯焼け対策など、主に、沿岸漁業の振興を目的とするものとなっています。特に、放流事業に必要な種苗を生産する本市栽培漁業センターは、30年以上にわたり、ヒラメのほか、アワビやアカウニなどの人工種苗を供給するという栽培漁業の中心的な役割を果たしてきたと考えております。

栽培漁業は、卵から稚魚期までの生残率の低い時期を人為的な環境下で育成した稚魚や稚貝などを天然の海に放流することにより、高価格の水産物の増殖に期待が寄せられた事業でした。しかしながら、沿岸域の潮流の変化や長期にわたる海水温の上昇などの人為的にコントロールできない環境の変化もあることから、放流したにも関わらず漁獲量が増えず、放流効果の把握が困難であることのほか、遺伝的多様性の低下などの放流事業により生じる影響が懸念されるなどの理由により、栽培漁業の取組を見直す必要があるのではないかと考えているところです。

なお、栽培漁業センターの今後の運営については、現在、庁内の関係課を含めて協議を進めており、その方向性を決めていきたいと考えているところです。

白石純一委員長

課長から説明をいただきました。皆さんから質疑がありましたらお願いします。

山田勝委員

私は、今日この栽培漁業センターについて、12月議会でしたか、道の駅の石川社長とマルサツの社長から勉強する機会を得まして、栽培漁業センターを利用して陸上ウニの養殖をしたいというグループということで、いろいろ話を聞きました。栽培漁業センターをぜひそうして欲しいという話を私たちはしてきたんですが、その後、水産林務課にも話を聞

きたいと思って、その話だと思っておったんだけど、今日は。

もし、その話をあなた方も取り組んでいるんだったら話せる状況の中で説明をしていたらありがたい。

大石水産林務課長

下園薩男商店、あと石川さんからの相談も今年度になってからありました。これまでも県外の事業者、県内の事業者からも栽培漁業センターを養殖用に転用したいということで視察が何件か来ています。そこでどういう事業をやりたいかということで話を聞かせていただくと、山田委員がおっしゃられたように陸上でのウニ養殖をやりたいという方がほとんどです。陸上でのウニ養殖というのは事業化されているのは現在、大分県ではされていますが、阿久根と大分では随分異なっていますので、阿久根で取り組むことはこれから試験しなければいけないと思っていますところです。これまで阿久根の栽培漁業センターでも漁協と漁業者が一緒になって、市も協力していますけれども、ウニの陸上養殖というのは取り組んでおりました。陸上の植物を与えたり、野菜を与えたり、海藻を与えたり、人口配合飼料を与えたりということで取り組んでおりましたが、なかなか思うようにうまくいってないというのが実情です。ウニの陸上養殖をしたいという申し出がありましたので、県内の事業者からも昨年度もいかほどで譲渡してくれるのかという話がございましたが、その時には不動産鑑定を入れて価格を算定してもらった経緯があります。ですけれどもその事業者のほうも水産事業のほうは今後取り組まないということの申し出がございまして、その県内の事業者からの申し出も取り下げになりました。現在、問い合わせがあるのは石川さん、あと下園薩男商店からの申し出がある1件となっています。

ですけれども、栽培漁業センターは現在、種苗生産をしておりますので、行政財産として使用している施設になります。ですので、今後どのようにするかというのは今後また関係課と協議を進めて市長の判断を仰ぐことになるだろうと思っていますところです。

山田勝委員

現在の話はよく分かりました。ただ私は栽培漁業センターについては阿久根市の御荷物で、もう何とかならないか、漁協にやってくれ、あそこにやってくれと言って今までできていなかったという中で、こういうような話が出て、しかも地元の業者の方が一緒になってやるという、そういうことであつたら思い切って前に進まなければいけないのではないのかというのが一つ。それはなんでかと言ったら、例えば話が来ました。あとは話が来ませんでしたと言ったらだめですよ。やっぱり話が来たときには自分たちのほうも前向きに取り組んでなんとかせないかんという気持ちにならないと、機を逸することなく前向きに取り組んでほしいと思っています。

竹原信一委員

不動産鑑定の価格はいかほどになっていたんでしょうか。

早水水産係長

令和2年度に行いました不動産鑑定につきまして、評価額が8,200万円余りとなっております。

〔竹原信一委員「全部で」と呼ぶ。〕

はい、土地、建物込みです。

竹原信一委員

今、山田委員から言われた話の中で、市としてそれを進めるのに障害になりそうなこと
というか、今の段階で懸念材料というのを思いついていることを教えてください。

大石水産林務課長

栽培漁業センターはこれまで、様々な補助事業を活用して施設の整備を行っているところ
です。耐用年数がまだ残っている施設がありますので、その補助金適正化法上の手続
をしなければならないというのが懸念されるところです。場合によっては補助金の返納と
いうものも発生しますので、今後、関係するところとの協議が必要になってくると思っ
ているところです。それと設置されてから30年以上経過しておりますので、全ての施設が非
常に古いものとなっております。設計されたときからすると現在の生産技術というのは随
分進歩していることから、現在のままでは使いにくいのは事実だと思われま
す。ですので施設の改修とういうのは必要になってくるだろうと思います。それと栽培漁業センターは
稚魚・稚貝の生産に適した施設となっていることから、大きな生き物を育てるとい
う施設にはなっておりませんので、現在の施設をそのまま活用するのであれば、かなり少量の生
産しかできないということになりますし、大量に産業的に成り立つ、見合うような数量を
生産しようとするのであれば水槽等の改修が必要になってくるということになります。

竹原信一委員

その補助金返納の可能性みたいなのはだいたい幾らくらい。最悪の場合幾らくらいにな
るんですか。

大石水産林務課長

平成26年度にグレーチングの入れ替えをやっております。それと、平成23年度に水槽の
改修をやっておりますので、その際のものが非常に大きくなってきているものですが、そ
れは使用する期間がまだまだ長いと見込まれておりましたので、もしかすると2,000万円
くらい。同じような水産関係の事業に用いるのであれば補助金の返納というのはない可能
性もありますので、これから協議しなければならないことだと思っています。

竹原信一委員

今、施設の件、それから補助金の件ありましたけれども、阿久根市としての都合みたい
なものはないですか。

白石純一委員長

竹原委員、都合というのは、もう少し具体的に。

竹原信一委員

市役所組織的なものみたいなのは何かありますか。

大石水産林務課長

現在、正規の職員が1人、会計年度任用職員が2人おりますので、栽培漁業センターを
民間に譲渡するとなればその職員の処遇も考えなければならないでしょうし。

白石純一委員長

さっきの鑑定の件で補足をお願いしたいのですが、土地建物込みで8,200万円というこ
とでしたが、その内訳が分かれば教えてください。

早水水産係長

先ほど8,200万円のうち、土地のみが5,300万円余り、ほかは全て建物となっております。

中面幸人委員

私は水産振興の観点からお伺いいたしますが、この間議決しました過疎地域持続的発展計画の中で、水産業に対して先ほど課長も言われたように漁業の見直し、遠洋から沿岸漁業とか、そしてつくり育てる漁法の見直し、推進というのをその計画の中でもうたわれておりますが、今までいろいろな補助金を使って行政としてこの栽培漁業については相応の勉強をしてきたかと思うんです。実績もあると思うんですが、その中で私は民間に譲渡するのにどうこう言うんじゃないですよ、この阿久根市が基幹産業である漁業に対して今まで培ってきた栽培漁業に対しての実績等を今後も生かしていかなければいけないんじゃないかと思うんです。民間のほうに譲渡しても、その中で稚魚を育てて放流できるような、今までのそういうものを兼ね備えるようにできないといけないんじゃないかなと、もったいないと思っているんですが、その辺りは課長はどのような見解ですか。

大石水産林務課長

はい、委員のおっしゃるとおりだと思います。私もこれまで様々な技術を蓄積しておりますので、その技術を活用して放流事業というのは継続するべきだと思っているところです。もし、民間の事業者等が引き継いでくれるというのであれば、そのこの事業所で種苗生産をして、漁協に供給していただくというような話はするべきだろうと思います。

ですけれども、現在、漁協に水揚げされているアワビ、赤ウニの数量なんですが、参考までにお示しいたしますと、令和元年度赤ウニの漁獲量が200グラムです。漁協に出荷された赤ウニが200グラム、採捕して出荷された方が1人となっています。水揚げ金額にして1,838円です。黒アワビは令和元年に漁協に出荷されたものが175.2キロ、令和2年度が118.3キロ、採捕した方が10人、金額で言いますと、令和元年が1,182,900円、令和2年度が746,000円ということになります。現在、北さつま漁協がアワビの放流事業として毎年、毎年45,000個阿久根の沿岸に放流して事業費が180万円です。そのうち90万円が補助事業として漁協にわたっておりますが、漁協の手出し分としては放流事業に90万円アワビの放流ではかかっているということで、例えば令和元年の水揚げ金額、黒アワビの1,118,000円から漁協が手取りする水揚げ手数料というのが6.8パーセントになりますけれども、漁協が得る水揚げ手数料、アワビについては8万円余りということになります。漁協は8万円の手数料を得るために放流事業に90万円支出しているという非常に産業としてはちょっと疑問ということで、放流事業の効果というのはほぼないというような判断になるかと思えます。しかしながら、漁業者は漁協に水揚げするだけではなくて、自主流通分ということで、自分で売り先を確保している方がほとんどなので、この数字が全てではないですが、聞き取りをさせてもらおうと全量の把握は無理なんですけれども、随分取られている、採捕されているというのは事実ですので、放流事業が全く役に立たないということではないというふうに判断しております。

中面幸人委員

今、栽培漁業の効果等の説明をもらいましたけれども、私が前に産業厚生委員会で大分に磯枯れ対策の勉強に行きました。その時に大分の人たちが大石課長のことをすごく褒めておりました。本当に勉強されているということをお聞きしました。私は今の報告をいただいて残念に思います。もう少し課長、あなたがもう少し挑戦するべきではなかったかと思うんですよ。そこにはいろいろな難しい面もあったんじゃないかというふうに人事的な面であったかと思っているんですが、相当勉強された課長がいるんだから、私はそのよう

なほかの地域に見られない栽培漁業センターというのを設置された自治体だから、私はもう少し挑戦すべきだったんじゃないかなと。こうなって話をする中で思うのですが、その辺りは課長どういうふうに思われていますか。

大石水産林務課長

栽培漁業というのは、これまで日本の国内でも60年余り歴史のある事業になっています。海外でも随分前からされておりましたが、効果の把握が難しいということでやめられている国がほとんどです。現在行われているのが日本が中心になっていますが、様々な問題がこれまで提起されていまして、特に遺伝的、親に限られたものを使って生産しますので、それが天然の海に出たときに起こる血の濃いものだけが放流されることになって、非常に暑い夏があったり、非常に寒い冬があった時に水温の変化に耐えられずに全滅に近い状態になるということが懸念されるということ。それと栽培漁業センターという形で人為的に飼育すると非常に高密度で飼育しなければならないということで、病気の発生が非常に懸念されます。それを抑えるために様々な薬剤を使ったり、紫外線照射をして無菌状態で飼育しなければならないと、そうやって飼育したものを天然の海に出すことで場合によっては病気を天然の海に広める可能性も指摘されていますし、特に南日本でアワビの放流事業が成り立たなくなったのはその病気の伝播によるものと現在言われているところですので、栽培漁業の弊害というのがそうやって現れてきたんだろうと考えているところです。ですから、様々な問題をクリアしようとしても、冒頭説明の中でも申し上げましたけれども、以前とは環境が異なっているということがございますので、また改めてこの環境に適應するものを生産して放流することが大事でしょうけれども、なかなかその技術が現在うまくいっていないというのが実情です。鹿児島県の栽培技術開発センター、指宿にありまして、そこで技術開発したものを事業化として垂水の栽培漁業センターで大量生産しておりますけれども、そこでもやはりうまくいかないこともありますので、まだまだこれから発展すべき技術だろうなと思っているところです。ですから阿久根市のように小さなまちで、人口規模の小さなまちでこういう大きな施設、大きな産業を支えるための施設の維持というのは非常に難しいというふうに思っています。九州管内で市レベルで栽培漁業センターを運営しているところが長崎市と佐世保市がありますが、非常に大きなまち、産業としても、水産業も非常に大きい、放流事業をしても非常に漁場が広い地域ですので、栽培漁業というのをこれからもしていくんでしょうけれども、阿久根の沿岸を見渡したときに、栽培漁業、放流事業に適した海岸というのは非常に少ないんだと思っているところです。これまで磯焼け対策事業として取り組んでますが、なかなかその効果が表れるという磯場と、そうでない磯場というのが現在ありますので、環境を整えば放流事業をすることなく水産資源というのはどんどん増えていくと思いますので、放流事業も大事でしょうけれども、磯場の管理、漁場の管理のほうも今後、力を入れていかなければならないと感じているところです。

中面幸人委員

今、それこそキャリアのある課長が栽培漁業の難しさの説明がありましたけれども、この委員会での問題を取り組んでおりますけれども、この委員会だけで方針を決めるのもなかなか難しいと思うので、やはり漁業者との話し合いもしっかりとした上で、先ほど山田委員が言われたことも進めていただきたいと思います。

濱崎國治委員

先ほどのウニの稚魚の放流の関係で、それが商品となってと言いますか、漁協への水揚げがかなり少ない、ほとんどないという状況は、漁協以外に水揚げされる、いわゆる個人取引が多いのではないかというのと同時に、先ほど課長は、同じところで育てて、それが病気とかそういうので放流したあとに死滅、生育していないアワビが増えているというようなことで、半分以上は育たないということでは理解していいのですか。

大石水産林務課長

その年その年で海の中の環境も違いますので、一概に同じ理由とは思っておりません、私も以前漁業者と一緒に潜って調査していました時の環境を見る限り、放流したものを発見することがほぼできない状況でした。赤ウニについては殻の色が白っぽいやつ、紅っぽいやつ、朱色っぽいやつ、紫色っぽいやつ、青色っぽいやつと随分あるんですけども、その中でも青いときのやつだけを生産して放流したときに天然でほとんど見ない色なので、指標になるだろうということで漁業者と一緒に調査しましたが、そのときには採捕率が6割くらいということになりました。そのときには随分海の環境が良かったんだろうと思います。海藻も非常に豊かな時期でしたので、その頃には非常に採捕率も高く、生産量も高かったのはありました。その後、どんどん海の環境も変わってきましたので、アワビについては殻の色が緑色のものが人口種苗、放流されたものというふうになって、それが指標となって市場にも揚がったり、漁業者が採捕したものをを見せてもらうんですけども、それが現在ではほとんどありません。なので死滅したのかそれとも食べられて死んだというのものもあるでしょうけれども、現在のところよくわからないというのが実情です。

濱崎國治委員

ということは、今の栽培漁業センターでの稚魚、種苗放流というのは効果はかなり減少している状況で、このままでは初期の目的を達成できないというそういう見方でよろしいんですね。

大石水産林務課長

見方を変えればそういうことで言えるかもしれません。栽培漁業センターの目的は、当初は技術開発を含めての放流事業を推進しようということだったと思いますけれども、技術開発はできましたが、海で大きくする、人の手をかけずに海の手だけで大きくしようという当初の構想は破綻しているのだろうと思っています。

濱崎國治委員

そういうことからしますと、あの施設を使って前向きに、やはり何かに取り組む必要があるのではないかなという思いがしているわけですけども、先ほど資産評価が8,200万円ということであったのですが、それ等を参考にして、さっき1者にもうなったと話も聞きましたので、積極的にどうしていくかを協議していくときに来ているんじゃないかという気がしますけど。課長はどうですか。

大石水産林務課長

はい、考えなければいけない時期に来ているとは思っています。

濱崎國治委員

それもですね、私たちが風テラスで聞いた話からすれば、私はいい感触を得たのですが、それからすれば1年でも早くですね、取り組んで成功したらいいんです。失敗もあるんで

しょうけど、1年でも早く取り組んでもものにしたほうがいいんじゃないかなという気がしますけれども。どうも行政は慎重にならざるを得ないということもあるかと思えますけれども、その辺の積極度というか、取り組みについての課長の考えを聞かせてください。

大石水産林務課長

昨年12月に企画調整課、財政課も含めて庁内の連絡会で協議しております。今後も協議を進めることとしておりますので、協議が進んで、そのあと市長、副市長に報告いたしまして、市長、副市長の判断を仰いで議会のほうには報告があるのではないかと思うところ です。

濱崎國治委員

3月議会に何か報告できるような、そういう環境ですか。

大石水産林務課長

それまでには今後協議を進めたいというふうに思っています。

〔濱崎國治委員「ありがとうございました」と呼ぶ。〕

白石純一委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

すいません、私から何者かの要請を受けて、不動産価格は算定されたということですが、売却になりますと、当然というか入札にせざるを得ないと思うんですが、そうしたときには、当然1円でも高いところが落札するということになります。ただ、この施設の性格から考えますと、今後も何らかの形で阿久根の水産資源の確保に寄与してもらいたいということは一致した意見だと思えますが、そうした時に価格だけで果たしていいのか、つまり売却以外の方法もあるんじゃないか、例えば定借、貸付をして、その事業の内容をプロポーザル等を出していただいて、それで判断するというようなやり方も、今、公民連携したやり方というのは様々な方法があると思えますので、その辺りの売却だけではない選択肢も検討できるのではないかと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

大石水産林務課長

各地で様々な手法で施設の譲渡、もしくは売却というのがなされていますので、その辺りも研究しながら地域の産業に結び付くように考えていきたいとは思っているところです。

〔「頑張ってください」と呼ぶ者あり〕

白石純一委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ以上で水産林務課への質疑を終了いたします。それでは所管課、水産林務課は退席いただいて結構です。ありがとうございました。

〔水産林務課退席〕

○現地調査

白石純一委員長

それでは、所管課の質疑を終了しましたので、委員の皆様から今回のシジミの陸上養殖、並びに栽培漁業センターの件に関連し御意見をいただきたいと思えます。現地調査等も含

めてですね。

山田勝委員

まず、シジミの養殖についてはいろいろ聞いてほしいクリアできないこともない。なんとかできるなあという気が私はしてきました。だから今日は川上委員の現地調査をしてみたいなと思っているのですが、よろしくお願いします。

白石純一委員長

ほかの委員からはいかがですか。

濱崎國治委員

シジミのことをよく聞きましたけれども、養殖に適した場所をまず見つけるということも相当だなと思いますけれども、これについては、行政が、よし、じゃあ本格的にシジミの養殖を推進しようかということになってくれば、養殖の適任地をですね、すればあとは円滑に行くのではないかという気がします。

川上洋一委員

シジミの養殖の件についてですけど、私がやっていますけど、まず田んぼを少し改良しないとイケない、もうこれは絶対に不可欠です。ユンボを入れて、少し焦土を削って地場を出してやって、その削った泥はため池場にのり面を造るというふうにして、造ってやってやるんですけど、ただ私が何年もやっていて、クレームがちょっときたこともあるんですよ。というのは田んぼの頭のほうで、上側でやるとどうしても下のほうで米を作られている人がいらっしゃるんですよ、そうすると上にため池があると、その次の田んぼの人たちが刈る時期になるとじったじったしとると、はよ言えば。きれいに刈れない、きれいに乾かないというクレームが来たことがあります。だからやっぱり、例えば山田委員がおっしゃるように自分の田んぼだから俺が何しよう勝手だ、でもやっぱり他人様の田んぼに迷惑かけたりすることも頭に入れてしなければならない。私がやっぱり今までやっていて、いろんなことを考えてきた中では集落の、ある一個集落、まるまるここをほとんど使っていないからここを使えばいいんじゃないかというふうなスタンスのビジネスをつくっていったほうが本当はいいんですよ。ここは俺の田んぼやっで何していい、迷惑やと、やっどん許可が出たらよという話になってもトラブルの原因になるわけですよ。だからこれを個人的にやる分にはいいと思うんですけど、我々産業厚生の中で、役所の議員がやっていく中ではちょっと懸念する部分があるなというのがあるので、そこら辺は私の今回のテストコースは見せますけど、その自分たちで良く視察しながら、考えてやっていかないとトラブルの原因になります。一つは利権が発生しますので、いかくらか、猟友会とかそういう問題にも発展しかねません。今後は額があれよりもはるかに大きくなります。だからそこら辺をちゃんと決めて、ある程度個々でやるんじゃないかと、ある程度組合をつくって決めていかないと、また先になれば猟友会問題みたいになってくる可能性があります。

もう一つ言いたいのは、ユンボを入れたり、重機を入れたりするときにお金がかかるわけですよ、年寄の方たちができない状態なんです。それに何十万かいるから。それをどういうふうにしていくかというのも少し考えないと身銭を切ってやれる人はいいけど、今度はそこは不平等になったりするので、私は最初で岩崎議員と話したときに、できれば基金をつくって、株を募って会社をつくって、その会社で重機を借り入れてやっていって生産者から出荷するときに幾らかずつ返してもらうというシステムがいいのではないかなと

考えたことがあったんですけど。

山田勝委員

川上委員の言われることは十分私も分かりますよ。仮に今、私の分だけを考えたときに先にため池もあります。何があります。排水場もあります。だから迷惑をかけることはないですよ、そういうことについて、今後出てきたとしても、とりあえずは誰かが、50万円取ったぞ、100万円取ったぞとそういった段階で、私はあなたが言うことについては取り組めばいい話で、とりあえず今はどっちにしても見させてくいやんて、それで阿久根市に適切、適切じゃないかこの考えで行きましょう。あなたが言われるようなことは考えなくてもいい話ですよ。例えば阿久根でそういうものがあつたら、川上委員が組合の取引のあなたがバイヤーになって、阿久根のを集めてやってくれても一番いいんじゃないかと思ってきました。だからそこまでにはいっぺせっぺなって考えればよかな。とりあえずちょっと見せてくいやん。

白石純一委員長

ただいま、山田委員から、シジミの陸上養殖について現地調査を行いたいとの御希望がありました。皆様これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木下孝之委員

シジミに関して、その行政が議会がどこまで介入していいかというのは今後検討しなければいけない部分もかなりあるということで、ただ、その中でシジミというものを皆さんが知識を得るために、栽培するために視察に行くということは私も賛成です。

白石純一委員長

それでは、現地調査について御異議なしと認め、現地調査を行うこととなりました。いったん休憩します。

(休憩 11:00～11:02)

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、現地調査については11時15分に駐車場スタートで行いたいと思います。

(現地調査 11:15～11:55)

白石純一委員長

それでは、現地調査を終了し、委員会を再開いたします。

では、水産業の振興、農業の振興に関連してシジミの陸上養殖について、委員の皆様から意見がありましたらお願いします。

中面幸人委員

現地調査に行きましたけれども、やっぱり場所選びが大変かなと感じました。また、例えば委員から先ほど話が出ましたように、ある程度地区を選んで、地区ごとの取組でしたほうがトラブルなんかもなくて、進めていける事業かなと感じました。そして、この研究資料というか、そういうのがまだシジミの場合は資料、データが少ないかなと感じました。

竹原信一委員

実際の話、シジミの件は、川上洋一委員から出た話ですけれども、どういうふうにして進めて、出だし一気に市が金を出して、造成してという話じゃなくて、どこかで小さな規模で成功させてということから始めないと、どうにもならないと思うんですけども。川上委員はそこら辺をどういうふうに考えているのかを教えてください。

川上洋一委員

九州で私の知る限りでは、確か7か所、最近ちょっと太くなっているかもしれませんが、7か所か8か所で生産しています、このシジミを知る限りでは。我々が知る中で一つ言えば、八代高専が校内で、プールでシジミを作っていますね。というのも、私の知り合いが行ってつくってやったという話がありまして、結構個人レベルではあちらこちらでやってらっしゃいます。ただ、私が最初の目的としたのは、あくまでも阿久根市の農業者、市民の所得向上を狙ってのことなものですから、個人的な利益のためにやろうという気持ちでやったわけじゃないですから、そこら辺を深く考えていなかった、ビジネスラインとしてはまだ考えていなかったところで、いろんな付き合いがある中で、東京の豊洲市場の魚介類販売のほうとも電話で話をし、もし市単位でいっぱい出るなら、東京に送ってもらえれば全部処理しますと。その前に、我々のところに来る前に、製薬会社が入手するでしょうけどという話は担当者と直接話をしたことがありました。木下委員も前から知っているもので、これは阿久根の名産として、阿久根で飲んだ後はシジミ汁でも一杯出してもらって、それが市の飲食店の売りにもなるじゃないかという話で、そういう話も前ちょっとしたことがあったんですけど。

山田勝委員

前からシジミの話は川上委員とか岩崎議員から聞きながら、耳に挟んどったんですけどね。その中で、都城市で大変成功しているという例があるという話だったと耳にしたんですけど、もしそれだとしたら、まず都城に行っておね、現地調査をしていろいろ話を聞くことが、とりあえずは大事なような気がするんですけど、私は。

川上洋一委員

私が思うには、都城というか、小林市なんですけれども、その場合は、私がやっていたのは養殖なんですよね。子供から育てて親の代にしていこうというのが養殖のスタンスなんですけれども、小林の場合は畜養という、私から見れば畜養ですね。雑談の中で話があった、熊本のアサリと一緒に、よそから持ってきて、しばらくここに置いて出荷するというパターンのほうに近いのかなと、最近小林はそういうふうに私は思っています。私なりのデータを、ここのシジミはどこの人が持って行ったといったときに、小林の人たちが持って行ったよという話からすると、現在出荷されて、販売されているシジミを見ると、これ小林産だなと、プリントにもありましたように、ヤマトシジミと真シジミと一目瞭然なんですよ。AZに売ってある、スーパーに売ってあるシジミでも我々が見ても分かります、色で、味も少し違いますけど。それで小林の場合は、畜養に近いスタンスかなと最近考えてます。

竹原信一委員

畜養というのは、元があって、その元はというのはどういう情報があるんですか。

〔川上洋一委員「球磨郡から持っていく、人吉に私の知り合いがいるので」と呼ぶ。〕

畜養期間はどのくらいになりますか。

〔川上洋一委員「2年くらいじゃないかな」と呼ぶ。〕

畜養が2年。

〔川上洋一委員「それは個人の勝手ですから」と呼ぶ。〕

山田勝委員

川上委員の種買いはどこから入手されたんですか。

川上洋一委員

都城の三股町から持ってきています。それはちゃんとしたルートで譲ってもらって、承諾をもらって、試験的にしますということで持ってきています。それはちゃんと私の名刺も、市議としての名刺も渡してきました。

濱崎國治委員

さっき、プールでという話もありました。そして今、畜養という話もありましたが、プールですとなると畜養ということになるんですか。

川上洋一委員

たぶん八代高専でやっているのは、もう何年も前からですから、畜養の域を超えていると思います。ずっと、子供を産んで、そこで育っているみたいな感じだと思います。畜養に関しては、例えばの話ですけど、何か月間とか短いスタンスで出荷すれば畜養になるわけですよね。生産、子供を産んでないとなれば畜養に認められる。それを太らせなかったりすれば、大きくしなかったり、そのままの状態で生かしておいて出すというのが畜養のスタンスですもんね。

中面幸人委員

委員会でせっかく取り組んだ事項ですから、今日、現地調査を見に行きましたけれども、実際、本人としてはしっかりと子供も卵を産んでできたという実績はありますと言われたけれども、このまま終わるのもじゃって、例えば小林とか、どこか成功しているところを見ないといけないじゃないんですか、このまま終わるのも。

白石純一委員長

皆さんの意見を集約すると、まだまだこの調査、研究、そして成功事例箇所の視察が必要じゃないかという意見が大方だと思いますが、それに相違ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは引き続き調査、検討を行い、先進事例の視察が可能であれば、コロナが終了後になると思いますが、そういったことも検討していきたいと思いますが、それに御異議ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、そのように決しました。

○ 今後の所管調査の方法について

白石純一委員長

続いて、今後の所管事務調査についてですが、現在、新型コロナウイルス感染症拡大により、2月20日まで「まん延防止等重点措置」が鹿児島県で適用中であり、今後の所管事務調査について、その方法、進め方、皆さんの御意見があればお聞かせください。

一旦休憩します。

(休憩 12:01～12:02)

白石純一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、今後の所管調査については、コロナの終息を待ち、先進地の視察など、事務局とも相談して検討したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

木下孝行委員

シジミに関しては、川上委員が提案者ということで、我々もそういう専門的なことも分かっているから、シジミの調査に関しては、川上委員とも話をしながら進めてください。

○ 栽培漁業センターの今後について

白石純一委員長

次に、1点抜けてました。水産業の振興については栽培漁業センターの担当所管に質疑応答、説明をいただきました。これについて委員の皆さんの御意見をお伺いします。

山田勝委員

いろいろ話も聞きましたし、私は前向きに業者と話し合いをして、どういう形でしょうと、具体的には阿久根市が決めるわけですけども、前に進めるようにお願いしたいです。以上です。

白石純一委員長

それでは、栽培漁業センターについては、所管課に対して、前向きに検討いただくようにという当委員会の意見であるということで御異議ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

なければ、それ以外に皆さんから何かございませでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、本日の産業厚生委員会を散会します。

(散会 12時06分)

産業厚生委員会委員長 白石純一